

公益財団法人豊田市文化振興財団

令和7年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領

公益財団法人豊田市文化振興財団（以下、財団とする）の実施する令和7年度委託業務の指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。入札は建物管理等の委託業務が対象であり、工事関係、物品購入は対象外です。

資格審査を希望される方は、本要領に従い適正な申請をしていただきますようお願いいたします。

1 申請書提出様式

指定様式に入力し提出してください。（別紙提出書類一覧表のとおり）

※様式は財団ホームページよりダウンロードできます。

URL <https://cul-toyota.or.jp/bid/>

2 受付

(1) 受付期限 **令和7年10月31日（金）まで（必着）**

(2) 提出先

tculpf@cul-toyota.or.jp

(3) その他

- ・提出はメールで送付してください。
- ・指定したファイル形式で提出してください。
- ・提出するデータのファイル名には「社名」を記入し送付してください。

例) 【社名】競争入札参加資格審査申請書

【社名】使用印鑑届

※社名は略称で結構です。

- ・受付期間を過ぎた場合は令和7年度実施の入札には参加できません。

3 有効期限

今回登録の有効期限は令和8年3月31日までです。ただし、有効期限以降の入札参加資格を決定するまでの間は、その効力を有するものとします。

4 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 契約を締結する能力を有すること
(「破産者で復権を得ない者」等に該当しないこと)
- (2) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること
- (3) 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと

(4) 次のいずれかに該当しないこと

- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団員」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する法人等

5 提出データの取扱い

提出された入札参加資格審査関係データについては、入札制度等の公平性・透明性の向上の観点から、一部を公開する場合があります。

6 資格審査

資格審査は、申請の要件を満たしていることを審査します。審査結果は問い合わせのあった場合のみ通知します。要件を満たしていない場合、申請内容に不備がある場合はご連絡いたします。

7 契約にあたり

当財団の入札に参加、入札後契約するにあたり、以下内容を順守していただきます。必ず、確認をお願いします。

- ・ 公益財団法人豊田市文化振興財団入札心得書
- ・ 公益財団法人豊田市文化振興財団業務委託契約約款
- ・ 個人情報取扱いに関する特記事項

8 提出書類 ※すべての書類の数字、アルファベット、ハイフンなどの記号は半角で入力してください。

番号	提出書類	法人	個人	注意事項
1	競争入札参加資格審査申請書 【様式1】	○	○	申請は本社名で入力してください。
2	委任状【様式2】	◆		支店等へ委任する場合に提出してください。 委任期間は令和7年1月1日から令和8年3月31日までとしてください。
3	希望する業種【様式3】	○	○	希望する業種を選択し希望欄に業種番号を記入してください。
4	実績調書【様式4】	○	○	希望する業種ごとに実績を記入してください。 ※ 契約金額は消費税を含まない金額 （千円未満切捨て）で記入してください。 ※令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間で、契約期間が 6カ月以上ある実績 を記入してください（該当期間が含まれる複数年契約も可）。 ※複数の業種で契約の場合は表の複数契約に☑を入れ、「 【様式4】希望する業種 」に当てはまる 業種のみ契約金額横の【 】内にコード を記入してください。支店のみの実績でも可能です。 ※下請の場合は、「発注者」の欄には元請者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載してください。 ※記載する実績は、保守点検等の業務委託実績のみ記入してください。 建設・修繕工事は記入しないでください。
5	事業所・情報データ票（許可・登録・有資格者等）【様式5】	○	○	
6	使用印鑑届【様式6】	○	○	実際に使用する印鑑を押印してください。 （社印を入札及び見積並びに代金の請求等で使用する場合は押印してください。）
7	履歴事項全部証明書	○	注 2	法人の場合のみ提出してください。 本店所在地の法務局で発行。
8	身元（分）証明書		○ 注 2	個人の場合のみ必要です。 本籍地の市区町村で発行。

9	登記されていないことの証明書 (後見・保佐・補助を受けていないことの証明)	○ 注 2	○ 注 2	個人の場合のみ必要です。 全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口で発行。 また、東京法務局では、郵送申請も可能。
10	納税証明書(国税)	○ 注 2	○ 注 2	税務署で発行。 法人の場合は「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)を提出してください。 個人の場合は「申告所得税及復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の2)を提出してください。
11	納税証明書(愛知県税) 又は「愛知県税の納税義務がないことの申出書」【様式7】	○ 注 2	○ 注 2	愛知県の県税事務所で発行。 法人の場合は「法人県民税」「法人事業税」「特別法人事業税及び地方法人特別税」の納税証明書を提出してください。 個人の場合は「個人事業税」「自動車税種別割税」の納税証明書を提出してください。 ※愛知県に納税義務のない方は、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」【様式7】を提出してください。
12	納税証明書(豊田市税) 又は「豊田市税の納税義務がないことの申出書」【様式8】	○ 注 2	○ 注 2	豊田市役所で発行。 豊田市に納税義務のある方は豊田市の納税証明書(証明の種類は「完納証明書」)が必要です。 ※豊田市内に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税の納税義務がないことの申出書」【様式8】を提出してください。
13	許認可・登録証明書等の写し	◆	◆	【様式5】に記載した許可等は、写しを必ず提出してください。個人資格の写しは提出の必要はありません。

注1 ○印は必ず提出、◆印は該当者のみ提出してください。

注2 番号7・8・9・10・11・12の証明書は、豊田市競争入札参加資格認定を受けている方は省略できます。

注3 番号7・8・9・10・11・12の証明書は、発行日より3か月以内のもの(写し可)が必要です。

注4 番号1・2・3・4・5の様式は、ダウンロードしたエクセル形式のまま提出してください。番号6・7・8・9・10・11・12・13の書類は、PDF形式(それぞれ別に保存した状態)にて提出してください。様式6・7・8を使用する場合もPDF形式で提出してください。

登録後、登録内容に変更が生じた場合は速やかに、変更手続きを行ってください。
 ※【様式9】を使用し、変更内容に応じた書類をメールにて提出してください。

変更内容	添付資料
① 商号・名称 ② 代表者 ③ 本店所在地 ④ 受任者 ⑤ 委任する営業所 ⑥ 委任先所在地 ⑦ 使用印鑑 ⑧ 技術者等 ⑨ 許可・登録 ⑩ 電話・FAX番号 ⑪ その他	①②③が変更になった場合 ⇒履歴事項全部証明書 ①④⑤⑥が変更になった場合 ⇒委任状 ①⑤⑦が変更になった場合 ⇒使用印鑑届 ⑤⑥が変更になった場合 ⇒愛知県税、豊田市税の納税証明書又は 愛知県税、豊田市税の納税義務がないこと の申出書 ⑧が変更になった場合 ⇒資格証明書（写）及び経歴書 ⑨が変更になった場合 ⇒許可・登録証明書（写）

※豊田市競争入札参加資格認定を受けている方で既に豊田市に変更の届けを提出している方は、「履歴事項全部証明書」「納税証明書」の添付を省略できます。

10 問合せ

公益財団法人豊田市文化振興財団 総務部 総務課
 愛知県豊田市小坂町12-100（豊田市民文化会館2階）
 TEL（0565）33-7461 FAX（0565）33-3584
 Eメール tculpf@cul-toyota.or.jp